

# 民訴法改正（２００４年４月施行）

（レジュメ作成：川村真文）

|  |   |
|--|---|
| 計画審理   | 2 |
| 1. 訴訟手続きの計画的進行（法147の2）                         | 2 |
| 2. 審理の計画（法147の3）                               | 2 |
| 提訴前の証拠収集手続の拡充                                  | 2 |
| 1. 訴の提起前における照会（法132の2, 3）                      | 2 |
| 2. 訴の提起前における証拠収集の処分（法132の4より132の9、規則52の5～52の7） | 2 |
| 専門訴訟への対応                                       | 3 |
| 1. 争点・証拠の整理手続きへの関与                             | 3 |
| 2. 証拠調べへの関与                                    | 3 |
| 3. 和解の勧誘への関与                                   | 3 |
| 鑑定手続きの改善                                       | 3 |
| 知的財産権関係訴訟の管轄の特例等                               | 4 |
| 1. 特許権等に関する訴え及び控訴の専属管轄化、合議体の特例                 | 4 |
| 2. 意匠権等に関する訴え・・広域競合管轄の新設                       | 4 |
| 簡易裁判所の機能の充実                                    | 4 |
| 1. 簡易裁判所の事物管轄の拡大                               | 4 |
| 2. 少額訴訟の上限引上げ                                  | 4 |
| 3. 和解に代わる決定                                    | 5 |
| その他の改正事項                                       | 5 |
| 経過措置   | 5 |

## 計画審理

1. 訴訟手続きの計画的進行（法147の2）
  - 適正で迅速な審理のため、計画的な審理を推進し、定着させる。
2. 審理の計画（法147の3）
  - 専門訴訟（医療関係訴訟、建築関係訴訟等）や大規模訴訟（公害訴訟、消費者被害訴訟等）等での計画審理

## 提訴前の証拠収集手続の拡充

1. 訴の提起前における照会（法132の2, 3）
  - 訴提起後の当事者照会（法163）を、訴訟係属以前にも行えるようにしたもの。
  - 予告通知者または回答者が照会を行える期間は、相手方の同意がない限り、提訴予告通知がされた日から4ヶ月に限定。
  - 照会できる事項：訴を提起した場合又は提訴された場合の「主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項」
  - 相手方の回答義務 照会事項に対して回答するか、いずれかの免除事由に該当するので回答しない旨の返答。
  - 回答義務違反に対する制裁はない。but後の訴訟において裁判所の自由心証による評価の対象となり、また弁護士については弁護士倫理違反の問題。（4条（信義誠実）、53条（裁判の公正と適正手続））

釈明権：裁判所が、訴訟関係を明確にするために事実上及び法律上の事項に関して当事者に問いを発し、立証を促すこと。

当事者照会：争点整理の前提となる事実主張や証拠提出の準備について、釈明権行使などの裁判所の権能の発動によらず、当事者間の直接の応答によってこれを行うことを可能にするもの。

2. 訴の提起前における証拠収集の処分（法132の4より132の9、規則52の5～52の7）
  - 文書送付嘱託（ex. カルテ、刑事記録、官公庁に提出した報告書類、取引記録等）  
but 嘱託先が任意に送付に応じず、改ざん/隠滅のおそれ 証拠保全（234）
  - 調査嘱託（ex. 第3者である銀行に振込みの有無の調査を嘱託したり、市町村に印鑑登録の有無の調査を嘱託。）
  - 専門家による意見陳述の嘱託（提訴後の鑑定類似but重いものはだめ）

- 執行官による物の現況調査：紛争に係る物の形状、占有関係、その他の現況について執行官に調査を命じる。

#### 専門訴訟への対応

##### 1. 争点・証拠の整理手続きへの関与

- 何が重要な事実であり、取調べの対象とすべき証拠が何かなどを整理するための専門的知見の提供。  
(争点は当事者の主張により決まる。真の争点の絞り込みと、それに関して証拠調をする対象の決定。)

##### 2. 証拠調べへの関与

- 証拠調べをするにあたり、訴訟関係または証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするための関与。
- 専門委員は心証形成に影響を与えてはならない。

証人等への直接発問について当事者の同意が必要。

専門委員による説明の際に証人退廷の措置をとりうる。

##### 3. 和解の勧誘への関与

- 和解期日において専門的知見に基づく説明を聴くために関与させる。
- 和解の本質は当事者間の合意であり、当事者に対する手続保障を慎重に関与について当事者の合意が必要。

#### 鑑定手続きの改善

鑑定：専門的経験則を事実認定の証拠資料とするための証拠調べ。

経験則の内容が当事者間の争いの対象となった場合の証拠調べ。

鑑定の対象：

証拠の評価、証拠に基づく事実の推認、および間接事実による主要事実の推認などの過程で作用する経験則。

外国法規

- 鑑定人の意見陳述については、質問という形式がとられ、かつ、質問の順序も証人尋問の場合と異なる。
- 個別的事項に即していわゆる一問一答方式で行われた鑑定人尋問の方式については、鑑定人の人格を傷つけるものであるとの反発があり、専門家が鑑定を引き受けることを忌避する原因となっている。

体系性のある専門的知見について陳述する鑑定人の特質に応じた証拠調べの方法を採用。

## 知的財産権関係訴訟の管轄の特例等

### 1. 特許権等に関する訴え及び控訴の専属管轄化、合議体の特例

- 特許権等に関する訴えについて、東日本の地方裁判所に土地管轄が認められる事件については、東京地裁の、西日本の地方裁判所に土地管轄が認められる事件については、大阪地裁の専属管轄を規定。(6)
- 東京地裁と大阪地裁に特許権等に関する事件の審理に必要な専門的知見が集積していることから、事件の適正かつ迅速な審理の実現
- 東日本又は西日本の簡易裁判所が事物管轄及び土地管轄を有する場合には、それぞれ東京地裁又は大阪地裁に競合管轄。(6)
- 簡易裁判所に訴を提起できる原告の利益を尊重
- 控訴審については、東京高裁の専属管轄。(6)
- 適正かつ迅速な審理を実現するとともに、控訴審段階における事実上の判例統一(実質上、特許裁判所の機能)
- but 併合請求の管轄(7)、合意管轄(11)、応訴管轄(12)が認められ(13)
- 損害又は遅滞を避けるための移送が認められる。(20の2)
- 本来の専属管轄より当事者の利益を重視

### 2. 意匠権等に関する訴え・・・広域競合管轄の新設

- 意匠権等に関する訴えについては、本来土地管轄をもつ地方裁判所に加えて東日本では東京地裁、西日本では大阪地裁に競合管轄が認められる。(6の2)
- 特許権等に関する訴えよりは専門性が低く、原告の利益を尊重すべき。

## 簡易裁判所の機能の充実

### 1. 簡易裁判所の事物管轄の拡大

- 訴額が140万円を超えない請求について、簡易裁判所の管轄。
- 非財産上の請求：身分法上の法律関係、人格権、団体の決議の効力にかかる請求等 訴額を算定することは不可能 訴額が140万円を超過するものとみなし、地方裁判所の事物管轄。

### 2. 少額訴訟の上限引上げ

- 少額訴訟の訴額の上限が、30万円から60万円に引上げ。
- 少額訴訟
- 原則として1回の期日で審理終結。(370)

証拠が即時に取調べるものに限定。(371)

判決が弁論終結後直ちになされる。(374)

判決において支払猶予を命じうる。(375)

控訴は認められず(377)、受訴裁判所に対する異議のみ認められる。(378)

少額の金銭請求について、迅速、かつ、当事者の実質的公平に即した裁判の実現。

被告に通常手続への移行申述権(373)

少額訴訟は原告の利益を優先。

### 3. 和解に代わる決定

簡易裁判所に係属する金銭支払請求訴訟において

被告が防禦を行わない場合に

裁判所は、5年を超えない範囲で分割払いの定めと期限の利益喪失に関する定めなどを内容とする決定をすることができる。(275の2)

当事者が異議申立てをしないときには、決定に裁判上の和解と同一の効力が認められる。(275の2)

#### その他の改正事項

1. 電話会議システムを利用した弁論準備手続期日において、期日に出頭していない当事者でも和解、訴え取下げ、請求の放棄又は認諾ができるようになった。(旧170 削除)
2. 弁論準備手続を行う受命裁判官は書証の申出(文書提出命令申立を除く)についての裁判及び文書の証拠調べができるようになった。(法171)

#### 経過措置

原則：法律の施行前に生じた事項にも適用(新法主義)

少額訴訟に関する特例：法律施行前に少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述があった事件には適用無し。

知的財産権関係訴訟事件の管轄の特例等：改正法の施行前に訴えが提起された知的財産権関係訴訟事件には適用無し。